

身近で、頼もしく、 速い司法となる ためには

—司法制度改革に向けて—

なるほど
Q&A



横浜地方裁判所



京都家庭裁判所



ラウンドテーブル法廷(東京簡易裁判所)



角館簡易裁判所

チャレンジ編
中学校用

目次

| | |
|------------------|---|
| 日本の司法制度なるほどQ&A | 1 |
| こんなこと知ってる? | 3 |
| 司法制度改革について考えてみよう | 4 |
| 調べてみよう | 5 |
| Check List | 6 |
| 司法もの知りキーワード | 7 |
| 関係機関等URLリンク集 | 7 |

日本の司法制度

なるほど

Q&A

中学校用

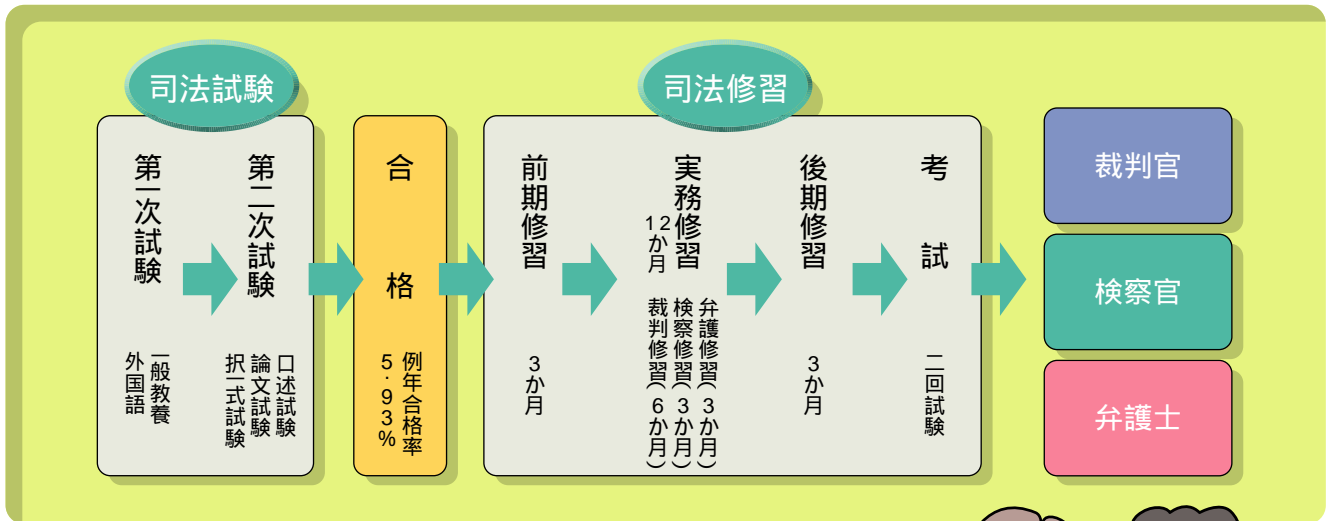


弁護士・検察官・裁判官にはどうすればなれるの？

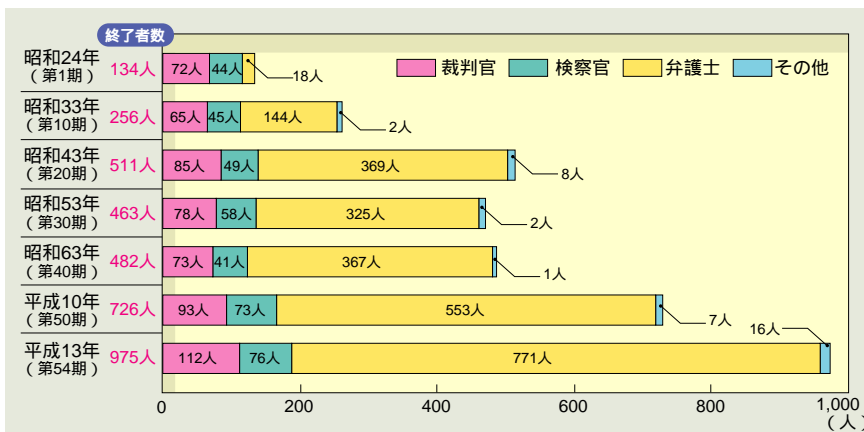


まず、司法試験に合格しなければなりません。司法試験は国家試験で、第一次試験と第二次試験があります。この試験に合格したあと最高裁判所の司法研修所で1年6か月の司法修習があり、これを経てのちに裁判官、検察官、弁護士となる資格が与えられます。司法修習生は国家公務員に準じた身分であり、国から給与が支給されます。

司法試験のしくみ(現在)



進路別の司法修習終了者の推移



資料：司法制度改革審議会





裁判の充実・迅速化とは?



裁判は時間がかかるという印象を多くの国民が抱いています。司法制度改革では、裁判の計画を立て、専門性にも十分に対応できる制度と体制を整備するほか、裁判官、検察官、弁護士などの法曹人口をふやして、すばやくしかも適切な対応を行うことが検討されています。

法曹人口の諸外国との比較

(人)

| | アメリカ | ドイツ | イギリス | フランス | 日本 |
|---------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 法曹人口(約) | 941,000 | 111,000 | 83,000 | 36,000 | 20,000 |
| 法曹1人当りの国民数(約) | 290 | 740 | 710 | 1,640 | 6,300 |

資料：司法制度改革推進本部事務局

日本は法曹1人当り国民6,300人(1997年)

法曹1人当りの国民数はアメリカが約290人、イギリスが710人、ドイツが740人、フランスが1,640人です。これに対して日本は、法曹1人当りの国民数は6,300人。国民数が多くなるだけ、法曹の負担がふえることとなります。

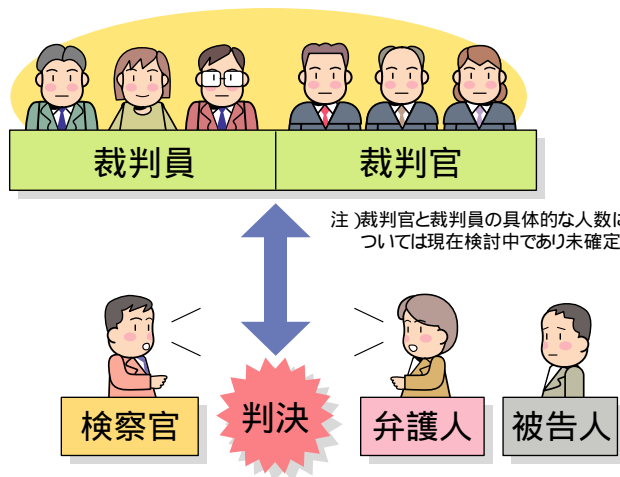


裁判員制度って、なに?



今度の司法制度改革で新しく導入されるもので、刑事訴訟手続において一般国民が裁判官とともに協働し、有罪・無罪や刑罰を決定していく参加型の制度として

注目されています。国民の感覚を裁判に反映させることによって、司法に対する国民の理解と支持を深める効果も期待されています。



注)裁判官と裁判員の具体的な人数については現在検討中であり未確定

司法制度はいつ改革されるの?



平成13年12月1日に司法制度改革推進本部が設置されました。この本部の設置期限は平成16年11月末日なので、それまでの間に最高裁判所や日本弁護士連合会などにも協力してもらいながら、関係する法律を作り上げることが予定されています。



裁判外紛争解決手段(ADR)

民事の紛争を解決するのは裁判ではありません。

ADR(Alternative Dispute Resolution)は裁判外紛争解決手段といって、民事に関する紛争を仲裁、調停、あっせんなどによって、裁判以外で解決する方法で、運営主体は裁判所、行政機関、民間団体などさまざまです。

厳格な裁判手続とちがって、利用者の自主性を尊重した解決、あるいはプライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易・迅速で費用のあまりかからない解決など柔軟な対応ができます。なお、仲裁判断には拘束力があって、判決と同じ効力が認められています。ADRが裁判と並ぶ選択肢となるよう、関係機関間との連携を強化し、ADRの手続や機関についての情報が簡単に入手できるようにするなど、多様な特徴を有するADRの育成・充実を図ることが検討されています。

仲裁

当事者双方が紛争の解決を第三者に委ね、その判断に従うことによって争いを解決すること。両当事者が合意(仲裁契約)をすれば、裁判所への出訴はなくなります。

あっせん

紛争の当事者間の交渉が円滑にいくように、その間に入って仲介する行為の全てを「あっせん」といいます。当事者の自主性に比重が置かれ、当事者間の自主的な解決の援助や促進が主となります。

調停

紛争を解決するため、第三者が当事者間を仲介し、双方の歩みよりによる合意によって紛争の処理を図ること。「あっせん」に比べ、調停機関が積極的に当事者間に介入し、解決案を作成・提示することもあります。

ADRの分類(例)

手続構造に着目した分類

調整型

紛争の解決を図るため、当事者間の合意を調達しようとするもの

(例)民事調停、調停・あっせん 等

裁断型

あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的合意の下に手続を開始させるもの

(例)裁定、仲裁 等

設営機関に着目した分類

司法型

裁判所内で行われるもの

(例)民事調停・家事調停

行政型

独立の行政委員会や行政機関等が行うもの

(例)公害等調整委員会、建設工事紛争審査会(中央、地方)国民生活センター 等

民間型

民間組織や弁護士会、業界団体等が運営するもの

(例)国際商事仲裁協会 弁護士会仲裁センター 各種PLセンター等



1 家庭裁判所の機能はどのように充実させるのだろうか？



考えるヒント



国民がより容易に利用でき、公正かつ適正な手続のもとに、迅速、適切、そして実効的にその使命を果たすための司法制度改革ですから、あらゆる司法制度が見直されることとなります。

例えば、離婚などの家庭関係事件(人事訴訟など)は家庭裁判所の管轄へ移し一本化される見通しです。また、家事調停委員および参与員は、選任の方法を見直すとともに、年齢、職業、知識経験などにおいて多様な人材を確保することが検討されています。



1. 調停委員

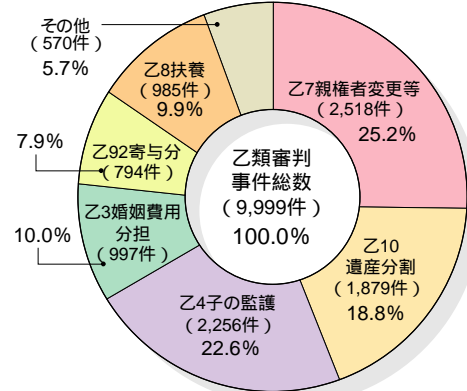
調停委員は、調停委員会のメンバーとして、紛争の実情や言い分を十分に聴き、話し合いによって実情に合った納得のいく解決ができるように調整していきます。調停委員には、民間の社会経験の豊かな方々が選ばれています。



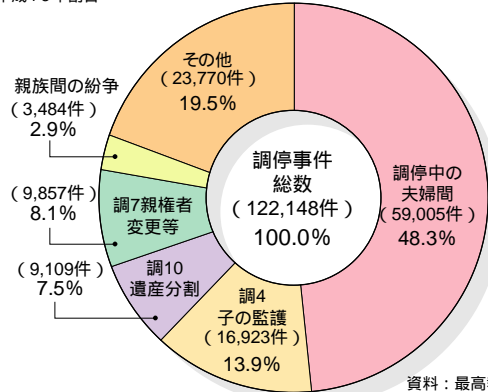
2. 司法委員

司法委員は、民間の方々から選ばれ、簡易裁判所の民事訴訟で裁判官のパートナーとなって紛争の解決に、国民の良識を反映させています。例えば、双方の言い分をよく聴いて和解を勧めたり、裁判官とならんで法廷に立ち会い、裁判官に意見を述べたりします。

乙類審判新受事件の種類別割合(全国家裁合計)
平成13年割合



調停新受事件の種類別割合(全国家裁合計)
平成13年割合



資料：最高裁判所事務総局

家事事件は審判事件と調停事件の2種類に分かれ、審判事件はさらに甲類事件(一般に当事者が争う性質の事件ではなく、専ら審判のみで処理されるもの)と乙類事件(当事者が対立して争う性質の事件で話し合いでの解決、審判、調停によって処理されるもの)に分かれます。

2 簡易裁判所の機能はどのように充実させるのだろうか？

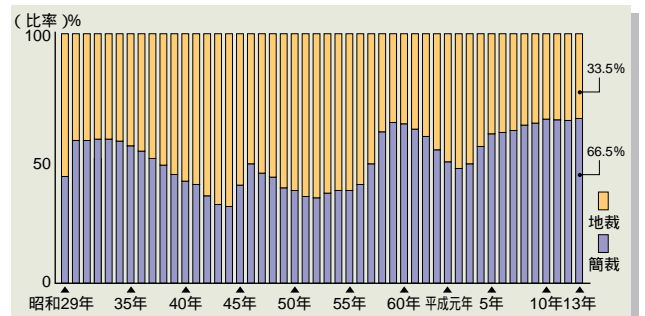


考えるヒント



簡易裁判所における民事事件の管轄も拡大の方向で変更が予定されています。具体的には、経済指標の動向などを考慮して訴額の上限が引き上げられる方針です。また少額訴訟においても訴額の上限を大幅に引き上げることが考えられています。

地裁と簡裁の民事事件の比率の推移



(平成13年の数値は平成14年2月末現在の速報値)

注1. 民事訴訟は、行政訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟を含み、再審を含まない。
2. 平成10年からは少額訴訟を含む。

資料：最高裁判所事務総局



少年の犯罪は減っているのでしょうか？
少年による凶悪犯罪の傾向はどうでしょうか？
どのような犯罪が多いか知っていますか？



少年の刑法犯検挙人員はやや増加傾向にあります。

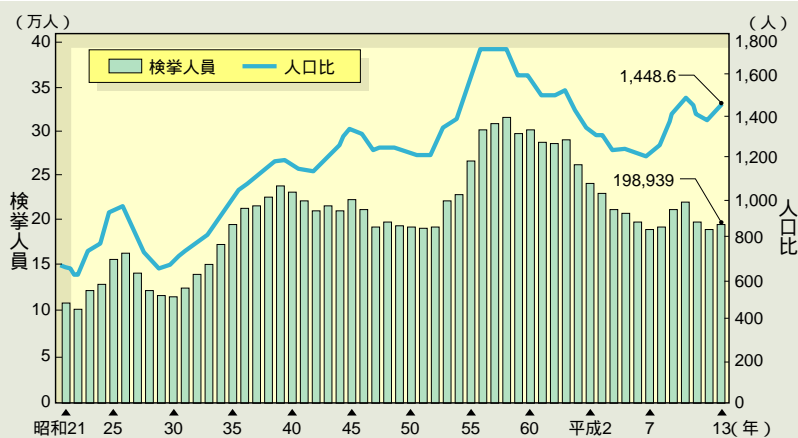
少年犯罪の動向

昭和26年、39年、58年に、それぞれ少年の刑法犯検挙人員のピークが見られます。平成8年以降は検挙人員、人口比とともに増加、上昇していましたが、11年、12年には減少、低下となりました。しかし平成13年には前年比2.9%増の19万8,939人になっています。

一方、殺人の検挙人員は昭和50年代以降、100人以下で推移していましたが、平成10年に100人を上回り、平成13年は109人となりました。強盗の検挙人員は、平成元年以降平成10年以外は増加しています。

少年刑法犯の検挙人員及び人口比の推移

(昭和21年～平成13年)

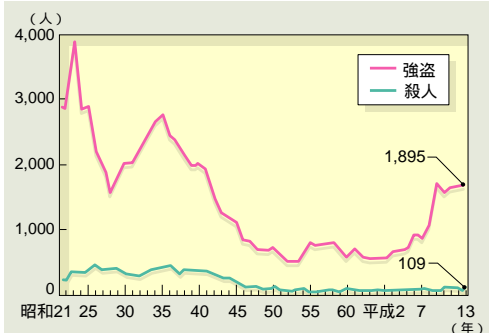


注1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
注2 昭和45年以降は、触法少年の交通関係業過を除く。

人口比：10歳以上20歳未満の少年人口10万人当りの検挙人員の比率

資料：犯罪白書 平成14年版

凶悪犯の少年検挙人員の推移 (昭和21年～平成13年)



資料：犯罪白書 平成14年版

少年鑑別所の新収容人員は戦後のピークを上回っています。

非行少年の処遇

平成13年における少年保護事件の家庭裁判所処理人員は13万7,161人で、前年比4.8%増です。処理内容は、審判不開始が71.6%、保護観察13.1%、不処分10.6%、少年院送致3.8%となっています。

少年鑑別所の新収容人員は平成になってやや減少傾向にあったものの、その後増加に転じ、平成13年には前年比2.0%増の2万2,978人となって、戦後のピークであった昭和59年を上回りました。平成13年の少年院の新収容者は前年比0.7%減で、男子は窃盗、傷害、道路交通法違反の順、女子は覚せい剤取締法違反、窃盗、く犯(罪を犯すおそれがあるもの)の順となっています。

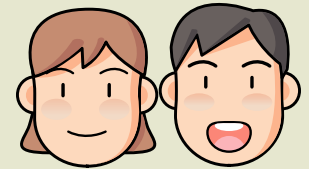
ひとくちメモ 審判不開始・不処分

審判不開始や不処分という何の手当でもされていないと思われるかもしれませんが、家庭裁判所では、人間関係諸科学の専門家である家庭裁判所調査官が少年、保護者から十分話を聴くなど、非行の内容や動機、少年の性格、取り巻く環境の問題などを丁寧に調べ、少年が再び非行を行わないために、少年や保護者にアドバイスや指導が行われています。

Challenge!

チェックリスト

Check List



平成13年の少年刑法犯検挙人員数で正しい答はどれでしょう。

CHECK
1

- a 約1万9,900人
- b 約19万9,000人
- c 約199万人

裁判員制度で正しい答はどれでしょう。

CHECK
2

- a 司法制度改革で新しく導入される制度
- b すでに高等裁判所で採用されている制度
- c 戦前まで日本の裁判所で採用されていた制度

次のうちADRはどれでしょう。

CHECK
3

- a 裁判によって紛争を解決する手段
- b 当事者同士が示談によって解決する手段
- c 裁判以外で紛争を解決する手段

弁護士になる正しい順序はどれでしょう。

CHECK
4

- a 司法試験 司法修習生 弁護士
- b 司法試験 裁判官試験 弁護士
- c 国立大学 検察官・裁判官模擬試験 弁護士

司法制度改革はいつまでに行われる予定でしょう。

CHECK
5

- a 平成15年11月
- b 平成16年11月
- c 平成17年11月

Answer Check!

答は最後のページにあるよ。確認してみよう!

KeyWord

司法もの知りキーワード



支払督促

金銭に関する紛争について、書面審査でスピーディーに支払いを求めることができる簡易裁判所の手続です。支払いを求めた相手が不服を申し立てれば訴訟になりますが、不服がなければ判決と同じ効果が生じます。

裁判所の設置数

裁判所には以下の種類と設置数があります。最高裁判所(1か所)、高等裁判所(本庁8か所、支部6か所)、地方裁判所(本庁50か所、支部203か所)、家庭裁判所(本庁50か所、支部203か所、出張所77か所)、簡易裁判所(438か所)。

参与員

参与員は、家庭裁判所で、氏名の変更、扶養、財産分与等の家事審判を行う時、審判に立会って、事件について裁判官に意見を述べることなどを行っています。

鑑定委員

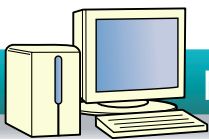
3人以上の者で、鑑定委員会を組織し、借地に関する事件について、裁判官の求めに応じて意見を述べる仕事を行っています。

検察審査員

衆議院議員の選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人が検察審査会を構成して、検察官が被疑者を起訴しなかったことの当否を審査する仕事を主に行っています。

CHECK LIST (6ページ) の答:

Check1 =b **Check2** =a **Check3** =c **Check4** =a **Check5** =b



関係機関等 URLリンク集

- **司法制度改革推進本部(首相官邸)** <http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/index.html>
司法制度改革についての閣議決定した内容や顧問会議、検討会、審議会、公表資料等が掲載されています。
- **法務省ホームページ** <http://www.moj.go.jp/>
国会提出法案や各種法令、犯罪白書等の白書・統計、司法制度の歴史がわかる司法史料展示室などのコーナーがあります。
- **裁判所ホームページ** <http://www.courts.go.jp/>
裁判所の案内、裁判手続、裁判例集、司法統計などの情報とともに司法制度改革コーナーもあります。
- **財団法人日本経済教育センターホームページ** <http://www.keikyo-center.or.jp/>
当資料のすべてのページを掲載しています。図表、データなどプリントアウトしてご利用ください。